

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染対策期」

9月13日(月)～9月30日(木)
期間延長

- デルタ株の影響で感染が急増した県内の第5波は、減少傾向。
松山市内の新規陽性確認も低い水準に向かいつつある。
- ただし、全国的には緊急事態宣言等の適用地域を中心にいまだ
高い水準で推移しており、引き続き注意が必要。

**第5波を抑え込むために、
引き続き徹底した感染回避行動を！**

「感染対策期」の主な要請内容・対策

- 県外との不要不急の往来自粛 [法要請・継続]
- 松山市の皆さんは不要不急の外出自粛 [法要請・継続]
 - ※東予4市(今治市、新居浜市、西条市、四国中央市)の皆さんも
外出の機会を減らす [協力依頼・継続]
- 松山市との往来注意 [協力依頼・継続]
- 会食の注意 [法要請・継続]
 - 会食は普段から顔を合わせている人と、4人以下、概ね2時間以内、感染対策が徹底されている店で
 - 不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない
- 時短要請は9月26日(日)までで終了
- 不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛要請
[法要請・継続] ※県下全域 例:周年・記念イベント、大規模パーティー等

「感染対策期」の主な要請内容・対策

- イベントの開催制限 [法要請・継続]
 - ガイドラインの遵守
 - 5,000人又は収容定員50%以内(10,000人まで)のいずれか大きい方
- 学校活動の制限 (継続)
 - 身体接触を伴う活動等を行わない
 - 校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるものなどやむを得ないものを除き、当面見送り
- 県管理施設 (継続)
 - 松山市内の集客施設は対策を継続
※松山市外の施設は入場制限など感染防止対策を徹底
- その他 (継続)
 - GoToイート食事券の新規販売停止

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○県外との不要不急の往来自粛【継続】

- 緊急事態宣言地域・感染拡大地域等はもとより、県外との不要不急の往来（旅行など）自粛
- やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底

○松山市内の不要不急の外出自粛【継続】

- 外出等は、原則、家族や普段行動をともにしている人と、少人数で
- 混雑する場所や時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける

○松山市との往来注意【継続】（協力依頼）

- 松山市内でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える
- やむを得ず、松山市から県内のほかの地域へ往来する場合は、久しぶりの人と集まる場（特に会食）は見送る

○東予4市内の外出注意【継続】（協力依頼）

- 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市では、外出の機会を減らす

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○ 会食の注意【継続】

- ① 普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と(参加者の2週間以内の行動歴を確認)
- ② 4人以下で、概ね2時間以内
- ③ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④ 感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

- ⑤ 席の間隔を十分空けて
 - ⑥ 大声を出さない。羽目を外さない
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

○ 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない

※9月26日(日)まで

○ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには 参加しない

【継続】

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○ 感染回避行動の徹底【継続】

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効]

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ③ マスクなしでの会話
- ⑤ 居場所の切り替わり

- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ④ 狭い空間での共同生活

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○業種別ガイドラインの実践【継続】

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す

○事業者によるテレワークの推進を支援【継続】

[内容] 県内事業者によるテレワークの実施をより一層推進するため、
宿泊事業者等がテレワークの場を提供した場合、協力金を支給
(1日・1名につき最大3千円)

[期間] **令和3年8月16日(月)～9月30日(木)まで**

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○ 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえて) 【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 要請 【継続】 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者（松山市内飲食店）の皆さんへの要請】

※9月26日（日）まで

（特措法第24条9項）

○ **酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請**

[対象] 松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店
（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）

[内容] **営業5～20時まで、酒類提供11～19時まで**

認証店(愛顔の安心飲食店)は、営業5～21時まで、酒類提供11～20時まで

[期間] **令和3年9月13日(月)午前0時～9月26日(日)24時まで**

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ **営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金**

[中小企業] 前年度又は前々年度の

1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円/日

[大企業等] 1日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円/日）

※県と松山市が共同で実施。併せて、松山市内対象店舗への見回りも行う。

営業時間短縮の要請及び協力金の概要

【事業者（松山市内飲食店）の皆さんへ】

	令和3年8月20日(金)午前0時～ 9月12日(日)24時	令和3年9月13日(月)午前0時～ 9月26日(日)24時
区分 (根拠)	まん延防止等重点措置期間 (特措法31条の6第1項)	まん延防止等重点措置解除後 (特措法24条第9項)
対象	市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店 （屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）	市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、 酒類を提供している飲食店 （屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）
内容	営業5～20時まで 酒類の提供を行わないこと（日中も含め終日） ※利用客による酒類の店内持ち込みを含む。	営業5～20時まで 酒類提供11～19時まで 認証店は営業5～21時まで 酒類提供11～20時まで
協力金	[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に 応じて 3～10万円/日 算出方法 1日当たりの売上高× 0.4	[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に 応じて 2万5千円～7万5千円/日 算出方法 1日当たりの売上高× 0.3
	[大企業等] 1日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円/日）	

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（催物・イベント関係）】

(特措法第24条9項)

○業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】

○催物・イベント等の開催制限【継続】

期間	収容率（※1）		人数上限（※1）
9月13日 ～ 10月12日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は収容定員 50%以内 (10,000人まで)のいずれか 大きい方
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演 ・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※3）	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※4）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。(両方の条件を満たす必要あり。)

※2 クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的にを行う。

※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底し、

学校活動の制限等(詳細)

教育活動全般【継続】

- ・身体接触を伴う活動等を行わない
- ・校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り

部活動【継続】

- ・他校との練習試合や合同練習は行わない
- ・県内の公式大会は実施（必要に応じ、主催者が観客を制限）
- ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める

教員による見守り活動の強化【継続】

県管理施設の取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○松山市内の集客施設は、対策を継続

- ・図書館：貸出・閲覧に限定
- ・武道館：トレーニングルームを閉鎖

○その他の集客施設

- とべ動物園、こどもの城等は、入場制限や一部閉鎖等の感染防止対策を徹底(継続)

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖
- ・県外からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼
(告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等)

○松山市内の施設の貸館利用は、現対策を継続(新たな予約の受付を停止)

- その他の施設は、以下を条件に利用を許可(継続)

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

イベント等の取扱い(詳細)

【県主催の集客イベント関係】

- 感染防止対策を一層徹底し、開催方法を見直し【継続】

【GoToイート関係】

- GoToイート食事券の新規販売停止【継続】

(8/13～当面の間)

※利用期限については、11月末まで延長

市町における対策の周知徹底と独自の措置

全市町

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 集客施設等における入込状況の確認
- 学校等における感染防止対策の徹底

松山市（繁華街対策）

- 繁華街の飲食店への働き掛けの強化
- 繁華街の飲食店の定期的な見回り
- 感染拡大防止に向けた情報収集や未然防止